

白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

第12条関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法第127条第1項の条文中から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られること等となったため、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除するとともに、引用条項を改正する。

3 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日は、令和6年12月2日からとする。
- (2) この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。